

令和2年度 第3回 地元自治会等情報交換会 議事要旨

開催日時 令和3年1月31日(日) 10時00分 ~ 10時45分
開催場所 多摩ニュータウン環境組合 2階 見学者説明室

参加者 10人

唐木田自治会 2名、中組自治会 2名、唐木田李久保自治会 1名、
上小山田町山中地区 3名、
ホームタウン鶴牧6団地組合 1名、エステート中沢団地組合 1名

出席者

富澤事務局長、柚木総務課長、中村施設課長、事務局2名

配布資料

資料1-1 多摩ニュータウン環境組合地元協議会の設立について
資料1-2 多摩ニュータウン環境組合地元協議会設置要綱(案)
資料2 たまかんニュース地域回覧板 令和3年1月8日
参考資料 令和2年度第2回 地元自治会等情報交換会 議事要旨

1 事務局長あいさつ

2 議題

・「多摩ニュータウン環境組合地元協議会」の設立について…資料1-1、1-2

<組合からの説明>

(1) 地元協議会設立の目的・意図について

これまでの情報交換会を発展的に機能を整理し、地元協議会として要綱設置し制度化することにより、周辺にお住いの皆さんと組合との意見交換、連絡調整の場をしっかりと設け、組合の円滑な運営と合わせ、お住まいの皆さんが安全に、安心して暮らすことができる仕組みを、確かなものになりたいと考えています。

(2) 前回の会議の意見を踏まえ見直した内容について

皆様からのご意見を踏まえ見直しを加え、皆様がより参加し易い内容の要綱案とさせていただきました。ポイントは次の3点となります。

① 会長の責務に関すること

協議会の運営形態として、会長・副会長は設けず、組合で議事進行を行うこととしました。

具体的には、資料 1-2、要綱案、第 7 条で「協議会の会議は、組合委員が会議の進行を務める。」、「会長・副会長に関する規定はなくし、協議会の運営は全て組合が担う。」といった形で整理しました。

②委員の任期・人数や会議の回数について

開催回数は基本、年 1 回、委員任期は 1 年、委員人数は任意の人数とさせていただきます。

具体的には、資料 1-2、要綱案、任期は第 4 条、回数は第 6 条に決めました。また、人数についての規定は設けていません。

③協議会の構成について

協議会の構成員、自治会等のお名前を特定することはせず、参加は任意とさせていただきます。

具体的には、資料 1-2、要綱案、第 3 条の(1)「協議会への参加意向のある自治会等から選出された者をもって協議会を構成する」と規定をさせていただきます。

<主な質問、意見>

➤質問①

要綱案、第 2 条第 1 項(2)の「周辺地域住民」の範囲は具体的にどの辺までを想定していますか。

(回答)

具体的には、前回の情報交換会でお示しをした要綱案、別表の自治会・管理組合さんを「周辺地域住民」ということで考えています。

➤質問②

要綱案、第 3 条(1)に「協議会への参加意向がある自治会等」とありますが、ここを「周辺自治会や周辺管理組合」とした方が、良いのではないのでしょうか。

(回答)

そのような方向で、文言を修正させていただきます。

➤質問③

要綱案、第 3 条(1)に、「自治会等から選出された者」と書かれていますが、選出する委員の人数は、例えば 1 名でもよろしいのでしょうか。

(回答)

選出していただく委員の人数については各自治会、管理組合さんの任意といたしました。1 名でもぜひご参加をいただければと考えています。

➤ 質問④

年度が替わると、組合から選出依頼が来るのでしょうか。

(回答)

まず自治会、管理組合さんとしての参加意向を、3月を目途に照会をさせていただきます。

「参加」の回答をいただいた自治会、管理組合さんに対しては、4月頃に改めて委員の選出依頼をさせていただきます。

選出をいただいた日から委員の任期が始まるということで、整理をしたいと考えており、その後は1年を経過する前に、改めて選出母体の自治会・管理組合さんに後任の選出依頼をさせていただく流れを想定しています。

➤ 質問⑤

要綱案、第7条第4項に、「協議会は必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めることができる」とありますが、逆に、自治会の中で委員の他に、協議会に出たい人が出た場合には、どのようになりますか。

(回答)

基本的には住民のご意見は委員の方に代表して述べていただくことを考えていますが、選出された委員さん以外に、意見を述べたいから協議会に出たいというような場合は、協議会に諮って皆さんがよろしければ、ご出席をいただくというようになると考えています。

➤ 質問⑥

要綱案、第7条第4項に定める「委員以外の者」というのは住民なのか、住民以外の方、外部の人まで含むのか、説明をお願いします。

➤ 意見⑦

要綱案、第7条第4項の様な条文は、協議会という組織には通常あるものだと思います。「委員以外の者」とは、例えば、構成市の八王子や町田、多摩の担当者を想定しているのかなと思います。協議会に全く関係無い人を呼ぶということは無いです。その辺は、はっきりさせておいた方が良いのではないかと思います。

(回答)

協議会に全然関係のない人を呼んで、何か話を聞いたり意見を述べてもらったりすることは無いと考えています。

「委員以外の者」とは、例えば、構成市の職員や、専門家である学識経験者、あるいは委員さん以外の、同じ自治会の住民の方に出ていただき、会議で扱うテーマに関係することについて、話をお聞きするケースもあると思っています。

表現上、工夫を加えて、文言を修正したいと思います。

➤ 質問⑧

多摩ニュータウン環境組合と、多摩市・町田市・八王子市の構成市の関係が分かりにくいので説明をお願いします。

また、八王子市や町田市の方々に協議会という組織があるということ、どのような形でお知らせするのか、教えてください。

(回答)

組合のそもそもの成り立ちは、八王子市・町田市・多摩市の3市が、定めた区域のゴミを処理するために、一緒に清掃工場を作り、組合に運営を担わせるといったような関係になっています。当組合と3市の繋がりは非常に深いものがあります。協議会の設置については、まず、3市の所管部署と、緊密に連絡をとっていますので設立のことについては、きちんとお伝えをして、場合によっては、協議会の会議に出席、協力をお願いするつもりでいます。

お住まいの方への周知については、組合の広報紙である「たまかんニュース」を活用する等、方法については検討しますが、構成3市の職員や、住民の方にも知っていただいた中で、皆さんにご協力をいただいて協議会を運営していきたいと考えています。

➤ 質問⑨

この要綱は令和3年4月1日から施行すると謳われていますが、私どもの自治会では、総会が4月に入ってからになりますので、4月1日には、参加意向の回答が間に合いません。回答は後日でよろしいでしょうか。

(回答)

各自治会、管理組合さんのご都合を最大限配慮したいと思っていますので、ご質問者のおっしゃった通りでご心配はございません。

逆に、早めにご回答をいただいた自治会、管理組合さんには、最初の協議会の開催まで、少し待つていただくことが想定をされますが、ご理解をいただければと思っています。

まとめ

要綱案に対して、色々ご質問あるいはご意見という形でいただきましたが、全体的には協議会の設立に向けて、事務的な手続きをさせていただけるという感触を持ちました。

今日のご説明、意見交換をもって協議会設置要綱については、最終のまとめをさせていただき、今後は各自治会等への参加意向の確認と、参加意向を寄せられた自治会等には委員選出のご依頼等をさせていただきます。

各団体におかれましては、資料の設立目的に記載の内容をお含み頂きまして、協議会参加について前向きなご検討をお願いしたいと思いますので、併せてよろしくお願ひいたします。

3 報告

- ・新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設(稲城市内)からのごみの一時受け入れについて……………資料2
昨年 11 月の情報交換会でお話させていただきましたが、多摩川衛生組合(クリーンセンター多摩川)で処理している宿泊療養施設のごみを、多摩川衛生組合が休炉期間の間、多摩ニュータウン環境組合で正式に受け入れる形になりましたので、ご報告をさせていただきます。

4 その他

- ・地元報告会の開催について(3月27日(土)10時～)
毎年行っている地元報告会を、3月27日土曜日、午前10時から開催させていただきますと思っています。
主な内容は、1年間の、組合の活動状況のご報告となります。開催のご案内は、2月の中旬ごろ、皆様方に回覧板という形をお願いさせていただきたいと考えています。併せて、地元協議会の参加意向の確認の依頼文もお願いしたいと考えていますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

➤質問①

地元報告会はどのような内容でしょうか。また、資料等は、周辺地域に印刷物等で配布されるのでしょうか。

(回答)

情報交換会とは別に、年に1回、組合の活動状況を地元の方に報告させていただく場として行っています。報告内容は、ごみ量の実績やイベント活動、工場運営の話、リサイクルセンターの運営状況、来年度予算について等です。

周辺地域の皆様に資料等の印刷物の配布はございませんが、組合のホームページに資料や議事録を掲載をさせていただいています。ご都合がつけば、ぜひともご出席を賜りたいと思っています。